

令和元年度  
市有地の貸付募集要項  
(一般競争入札)

受付期間

令和元年9月17日(火)～令和元年9月30日(月)

入札日

令和元年10月24日(木)

札幌市財政局管財部管財課

電話 011-211-2222 (直通)

<http://www.city.sapporo.jp/kanzai/kashitsuke/kasituke-ippann2019.html>

# 目 次

ページ

## 市有地の貸付募集要項

1	募集する物件	1
2	用途・制限等	1
3	申込みから契約締結までの流れ	2
4	応募資格要件	2
5	応募申込手続	2
6	入札保証金	3
7	入札及び開札の日時、場所	4
8	入札の手続き	4
9	落札者の決定	4
10	入札結果の情報公開	5
11	契約の締結等	5
12	費用負担	5
13	維持管理責任	5
14	その他	6
15	募集に関する問い合わせ先	6
	市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書	7
	土地利用計画書兼公有財産貸付申請書	8
	誓約書	10
	質疑書	11
	入札書	12
	委任状	13
	入札辞退届	14
	貸付契約書（案）	15

## 市有地の貸付募集要項

札幌市財政局管財部管財課では、所管する未利用地の有効活用を図るため市有地の借受人を募集しますので、参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

### 1 募集する物件

#### (1) 対象物件

所在地	貸付面積	最低貸付価格（年額）
札幌市中央区南9条西22丁目1番3	66.47 m <sup>2</sup>	333,338 円

※本物件は、道路拡幅予定地です。貸付期間終了時には、原状回復のうえで返還してください。

#### (2) 貸付期間

令和元年11月1日から令和4年3月31日まで（2年5か月）

#### (3) 貸付料

貸付料は、以下のとおりとします。

令和元年度 月額（入札金額÷12）×5か月

※月額の計算過程では、1円未満の端数を切り捨て

令和2年度 入札金額

令和3年度 入札金額

### 2 用途・制限等

#### (1) 用途

貸付物件の用途は、建物所有を目的としない、移動販売車や基礎のないプレハブの設置などの一時的な用途です。貸付物件は現状有姿でお貸しし、貸付期間終了後は原状回復のうえ返還いただくため、工作物等は取り壊しを前提とした仮設のみ認めます。また、工作物等設置の際は、建築基準法等各種法令に違反することのないよう、確認をお願いします。

#### (2) 用途の制限

ア 政治又は宗教的用途に使用することはできません。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用途に使用することはできません。

ウ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員の活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用することはできません。

エ 土石及び建設用資材の積み込み及び積み下ろし、建設用資材の運搬車両及び建設用重機の移動の用途に使用することはできません。また、その他悪臭・騒音・粉塵・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。

オ 耕作をすることはできません。

カ その他、札幌市が不適切と判断する用途に使用することはできません。

#### (3) 権利譲渡等の禁止

借受人（落札者）は、貸付物件を第三者に転貸し、又は賃借権を他に譲渡することができません。ただし、札幌市が事前に承認した場合は、この限りではありません。

(4) 用途の審査

貸付物件の用途は、入札参加資格の審査要件となります。土地利用計画書兼公有財産貸付申請書に、用途及び工作物等の設置について記入し提出してください。

(5) 調査協力義務

札幌市は、貸付物件の使用状況の把握及び維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査を行い、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し借受人（落札者）に指示することができるものとします。この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはなりません。

### 3 申込みから契約締結までの流れ

申込みから契約締結までの日程は、次のとおりです。

項目	日程
応募申込受付期間	令和元年9月17日（火）～令和元年9月30日（月）
入札参加資格審査	令和元年10月1日（火）～令和元年10月18日（金） ※審査結果は、資格が認められない場合のみお知らせいたします。
入札日時	令和元年10月24日（木）11時00分
契約保証金納付期限	契約締結前まで
契約締結日	令和元年10月31日（木）まで
貸付開始日	令和元年11月1日（金）

### 4 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと）。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。
- (4) 上記（3）に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (5) 土地利用計画書兼公有財産貸付申請書の内容が、用途・制限等の範囲内であること。
- (6) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

### 5 応募申込手続

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件の審査を行うため、「市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書（7ページ）」（以下「参加申込書」という。）及び資格を証する関係書類を提出してください。

申し込みにあたっては、募集要項を熟読し、契約の条件、現地の状況等をご自身で確認の上、お申込みください。

(1) 受付期間

令和元年9月17日（火）から令和元年9月30日（月）までの平日9時00分から17時00分まで（12時15分から13時00分を除く。） ※郵送の場合は、申込期限必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「市有財産貸付入札参加申込

書在中」と表記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封してください。

(3) 提出先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所 14 階南側）

札幌市財政局管財部管財課 財産管理担当

(4) 提出書類

ア 申込者が法人の場合

(ア) 参加申込書（7 ページ）

(イ) 土地利用計画書兼公有財産貸付申請書（8 ページ）

(ウ) 誓約書（10 ページ）

(エ) 定 款（写）

イ 申込者が個人の場合

(ア) 参加申込書（7 ページ）

(イ) 土地利用計画書兼公有財産貸付申請書（8 ページ）

(ウ) 誓約書（10 ページ）

(エ) 住民票記載事項証明書

※ 住民票記載事項証明書は発行後3か月以内のものを提出してください。

※ 提出書類に不備がある場合は、受付できません。

※ 提出書類は返却いたしません。

※ 土地利用計画書兼公有財産貸付申請書は、落札者の提出したもののみ公有財産貸付申請書を兼ねるものとします。

※ 上記書類の他に追加資料を求めることがあります。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、入札参加資格が認められる場合、連絡及び入札参加資格審査結果通知書の交付はいたしません。

入札参加資格が認められない場合、令和元年10月23日（水）17時00分までに申請者に連絡するとともに、入札参加資格審査結果通知書を交付します。ただし、連絡に対し不通であった場合には、入札参加資格審査結果通知書の郵送交付のみとなり、結果をお知らせするのが遅れることがあります。この場合は、入札場所において入札参加資格が認められない旨お伝えすることがありますので、ご承知おきください。

(6) 質疑書の提出及び回答

募集に関する質疑がある場合は、次のとおり提出してください。なお、質疑書以外の質問には回答いたしません。

ア 質疑書の提出期限

令和元年9月20日（金）17時00分まで

イ 提出方法

持参か、送付又はファクシミリにより別紙「質疑書」（11 ページ）を提出してください。

ウ 提出先

札幌市財政局管財部管財課 財産管理担当 FAX (011) 218-5146

エ 回答方法

本市ホームページに令和元年9月24日（火）以降に掲載します。

## 6 入札保証金

入札保証金は、免除します。

## 7 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札及び開札の日時 令和元年 10 月 24 日 (木) 11 時 00 分

(2) 入札及び開札の場所 札幌市役所 14 階 (入札室)

※ 入札日当日の 10 時 30 分から受付を行います。

※ 入札開始時間に遅れた者は入札に参加できませんので、ご注意ください。

※ 入札参加者以外は入札 (開札) 会場への入室はできません。

※ 入札 (開札) 会場への入室は、各社 (者) 1 名とします。

## 8 入札の手続き

(1) 入札方法

ア 入札書 (12 ページ) は、当日持参してください。送付及び電送による入札は受け付けません。

イ 代理人が入札する場合は、委任状 (13 ページ) が必要となります。

ウ 入札書に記載する入札金額は、**1年間の貸付料の金額**に記載してください。

また、最低貸付価格に達しない価格による入札は無効とします。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札書 (12 ページ)

イ 委任状 (13 ページ)

※ 代理人が入札する場合に必要となります。

(3) 無効となる入札

ア 委任状を持参しない代理人が行った入札

イ 入札書に入札者等の記名押印がなされていない入札

ウ 金額を訂正した入札

エ 同一入札において、入札者等が 2 通以上の入札したときはその全部の入札

オ 同一入札において、入札参加者及び代理人がそれぞれ入札したときはその双方の入札

カ 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 者以上の代理人として入札したときはその全部の入札

キ 入札者記載事項 (入札金額、名称、年月日及び入札者等) の漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札

ク 入札に関し不正の行為をした者の入札

ケ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札

コ インク浸透印等により押印がなされた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 開 札

開札は、入札の終了後、入札者及び立会人の前で、氏名・価格を読み上げて公表し、落札者を決定します。

(5) 辞 退

入札執行の完了に至るまでは、入札辞退届 (14 ページ) を提出することにより、入札を辞退することができます。

## 9 落札者の決定

落札者は、最低貸付価格 (年額) 以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高価格 (年額) の入札を行った方とします。

※ 落札した後に参加資格がないことが明らかになった時、落札者が契約の締結を辞退したとき、指定した期日までに契約を締結しないとき、入札に不正行為があったと認められるとき、法令

等に違反する事項が生じたときは、当該入札の落札を無効とし、入札価格の高い方の順（開札時に読み上げた方）に落札者を決定します。

また、最高価格（年額）で入札を行った方が複数いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。なお、くじ引きの辞退をすることはできません。

## 10 入札結果の情報公開

落札者の個人法人の区分及び落札額を札幌市財政局管財部管財課のホームページ「市有地をお貸しします」で公開いたします。また、落札者が法人の場合については、市民から問い合わせがあれば法人名を回答します。

URL: <http://www.city.sapporo.jp/kanzai/kashitsuke/kasituke-ippann2019.html>

## 11 契約の締結等

### (1) 契約の締結

落札者の土地利用計画書兼公有財産貸付申請書は、札幌市公有財産規則第 25 条に定める公有財産貸付申請書とみなし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 1 項の規定に基づく、普通財産の貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結します。

貸付契約書の様式は、15 ページから 18 ページまでのとおりで、契約は総価（落札金額×2 年 5 か月）で行います。

本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

本件契約を締結しない場合は、落札は無効となり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項に基づき、今後 3 年間、札幌市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

※ 土地の貸付契約のため、消費税及び地方消費税相当額の加算はありません。

### (2) 契約保証金

ア 本件契約締結前までに、契約保証金を札幌市発行の納付書により一括で納入していただきます。納入の確認は、契約保証金提出書及び納付書の納入控をもって行います。当該保証金の金額は、契約金額の 100 分の 10（円未満切上げ）の額とします。

イ この保証金を契約締結期限である 10 月 31 日までに納入できず、契約締結に至らない場合は、落札を無効とします。

ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。

エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還することとします。ただし、返還の際は利息を付しません。

オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属することになります。

## 12 費用負担

(1) 工作物等の設置、維持管理及び撤去に係る費用等は、借受人の負担とします。

(2) 借受人が貸付物件の利用にあたり、上下水道、電気及びガスなどを使用する場合は、借受人が直接事業者と契約することとします。また、使用料については、借受人の負担とします。

## 13 維持管理責任

(1) 借受人は、貸付物件の物件管理を適切に行うこととします。

(2) 借受人は、貸付物件の清掃、除雪及び除草を適宜行い、貸付物件周辺の美化に努め、貸付物件周辺の住環境が平穏に保たれるよう物件管理上適切な対策を講じるとともに、貸付人の指

示に従うものとします。

- (3) 借受人は、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこととします。
- (4) 周辺住民等からの問合せ、苦情等については、借受人の責任において速やかに対応することとします。また、貸付人からの対応要望があった場合も同様とします。
- (5) 借受人は、貸付物件内において、事故・故障等が発生した場合、迅速かつ誠実に対応するものとします。なお、事故については、借受人は直ちに貸付人に報告してください。

#### 14 その他

- (1) 事情により入札を変更し、又はやむを得ない事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 本募集要項に定めるもののほか、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 入札参加のために提出された書類等記載された情報は、この入札事務にのみ使用します。
- (4) 入札において、4に規定する資格を有しない方とした入札書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した入札書の提出は、無効とします。

#### 15 募集に関する問い合わせ先

札幌市財政局管財部管財課事務係（財産管理担当）

T E L : 011-211-2222

F A X : 011-218-5146



令和元年度

市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書

(土地：札幌市中央区南9条西22丁目1番3)

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

住 所

商号又は名称

代表者名（氏名）

印

**事業の名称**

一般競争入札による市有財産の貸付

(土地：札幌市中央区南9条西22丁目1番3)

令和元年9月30日申込期限の上記貸付の一般競争入札への参加を希望しますので、必要書類を添えて申込みます。

募集要項の内容を遵守するとともに、この申込書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

# 土地利用計画書兼公有財産貸付申請書

令和 年 月 日

札幌市長 秋 元 克 広 様

住 所

商号又は名称

代表者名（氏名）

印

電 話

（緊急連絡先）\_\_\_\_\_

下記により公有財産を借受けたいので申込いたします。

## 記

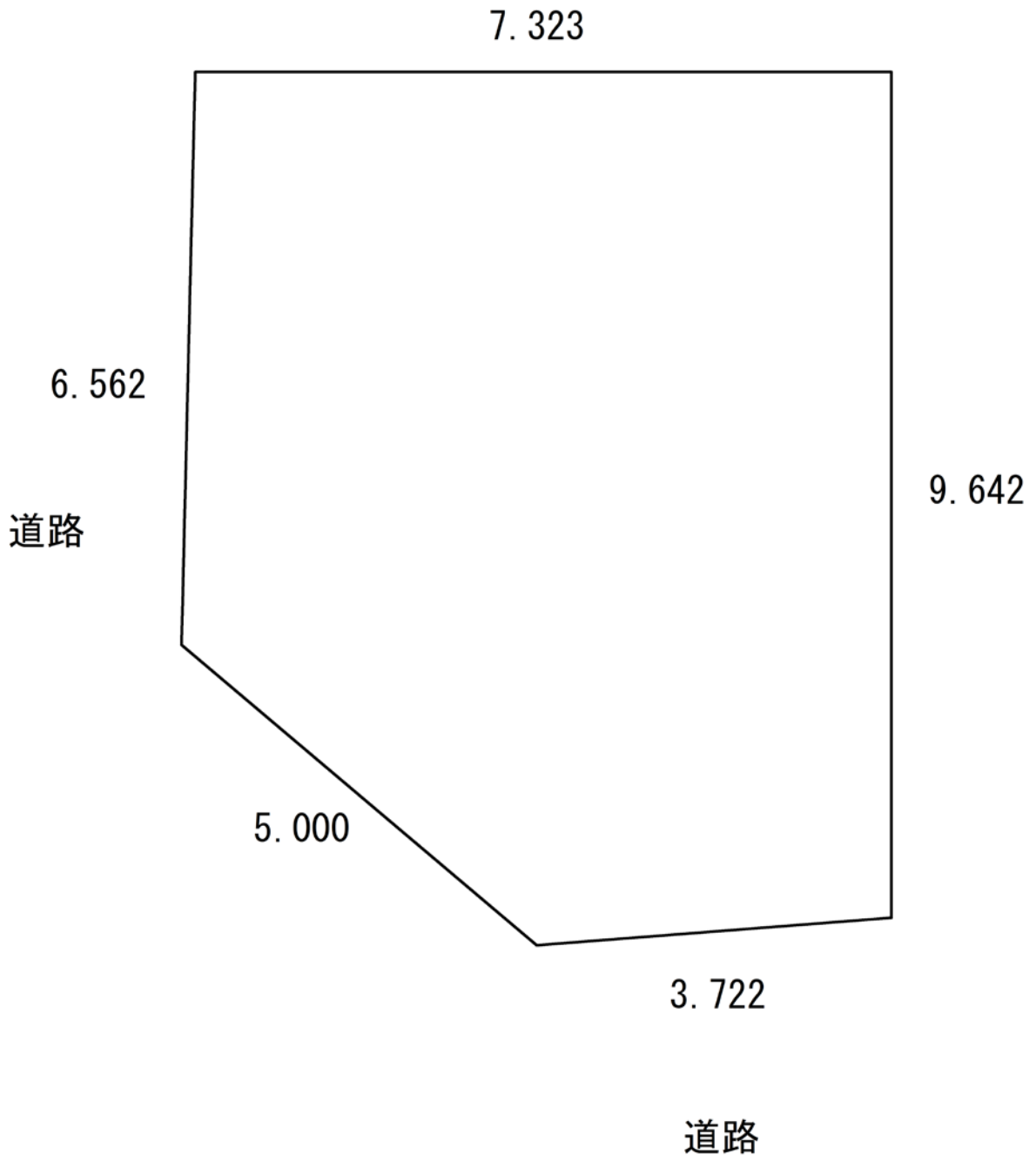
- 1 所在及び地番  
札幌市中央区南9条西22丁目1番3
- 2 借受面積  
66.47 m<sup>2</sup>
- 3 借受目的及び用途
- 4 借受期間  
令和元年11月1日 ～ 令和4年3月31日
- 5 借受料  
貸付募集要項による。
- 6 工作物等の設置  
あり なし

名称	数量	単位（m、m <sup>2</sup> 等）

配置図は、別紙のとおりとする。

注 落札者の提出した本書のみ、公有財産貸付申請書を兼ねるものとする。落札者以外の本書は公有財産貸付申請書として扱わない。

工作物等配置図（土地利用計画書兼公有財産貸付申請書別紙）



# 誓約書

札幌市長 様

私は、申請にあたり、次の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、契約又は許可を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 2 条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
  - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - (2) 暴力団員が実質的に経営を支配している事業者
  - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

生年月日（法人以外の場合に記入）

年 月 日

# 質 疑 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

「市有地の貸付募集要項」に関する質疑書を提出します。

住 所

商号又は名称

代表者名（氏名）

印

ページ	項目名	質疑内容

担当者氏名: \_\_\_\_\_

連絡先電話: \_\_\_\_\_

E-MAIL : \_\_\_\_\_

# 入札書

入札金額	金 円
調達件名	一般競争入札による市有財産の貸付 (土地：札幌市中央区南9条西22丁目1番3)

貸付募集要項その他の書類、現場等を熟覧のうえ、先に提出した参加申込書の誓約、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

入札者 住 所

商号又は名称

職・氏 名

印

入札代理人 氏 名

印

備考1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

# 委任状

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所  
委任者 商号又は名称  
職 ・ 氏名 印

調達件名 一般競争入札による市有財産の貸付

(土地：札幌市中央区南9条西22丁目1番3)

私は、下記の者を代理人として定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

備考1 代理人(受任者)の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。

2 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

# 入札辞退届

令和 年 月 日

(あて先)  
札幌市長

住 所  
商号又は名称  
職 ・ 氏名

印

入札日時 令和元年 10 月 24 日 11 時 00 分

名 称 一般競争入札による市有財産の貸付  
(土地：札幌市中央区南 9 条西 22 丁目 1 番 3)

このたび、上記の通知を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

備考 提出先は、契約担当課とする。



(案)

## 貸付契約書

札幌市（以下「貸付人」という。）と（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

### (信義誠実の義務)

- 第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 借受人は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

### (貸付物件)

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在	地 目	貸付面積
札幌市中央区南9条西22丁目1番3	宅 地	66.47 m <sup>2</sup>

### (使用目的)

第3条 借受人は、前条の貸付物件を として使用する。

### (契約保証金)

- 第4条 契約保証金は、金 円とする。
- 2 貸付人は、本契約満了後、借受人が第18条に定める義務を履行したことを確認したときは、借受人の請求により契約保証金を借受人に返還する。ただし、第16条第3号から第6号の規定により契約を解除したときは、契約保証金は貸付人に帰属する。
- 3 契約保証金には、利息を付さない。
- 4 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

### (貸付期間)

第5条 貸付期間は、令和元年11月1日から令和4年3月31日まで（2年5か月間）とする。

### (貸付料)

第6条 貸付料は、 円とする。

### (貸付料の納付)

第7条 借受人は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

貸付料の納入期日

令和元年度

区 分	期 間	納入金額	納入期日
第1期分	11月～12月	円	11月末日
第2期分	1月～3月	円	2月末日

令和2年度、令和3年度

区 分	期 間	納入金額	納入期日
第1期分	4月～6月	円	5月末日
第2期分	7月～9月	円	8月末日
第3期分	10月～12月	円	11月末日
第4期分	1月～3月	円	2月末日

### (延滞利息)

第8条 借受人は、前条に定める期日までに貸付料を納入しないときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞利息として貸付人に支払わなければならない。ただし、貸付人が特に認めた場合は、この限りでない。

**(かし担保等)**

第9条 借受人は、この契約の締結後、貸付物件について数量の不足、その他隠れたかしを発見しても、既往の貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

**(使用上の制限等)**

第10条 借受人は、貸付物件を第3条に定める使用目的以外に使用してはならない。

2 貸付物件を使用したことにより発生した紛争等については、借受人の責任と負担において解決しなければならない。

3 貸付物件の使用にあたっては、都市計画法等関係法令、条例及び規則を遵守しなければならない。

**(転貸・譲渡の禁止)**

第11条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又は賃借権を他に譲渡してはならない。ただし、貸付人が事前に承認した場合は、この限りでない。

**(物件保全義務)**

第12条 借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、借受人の負担とする。

**(住所等の変更の届出)**

第13条 借受人は、その住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)を変更したときは、直ちにその旨を貸付人に届け出なければならない。

**(滅失又は損傷の通知)**

第14条 借受人は、貸付物件が滅失又は損傷したときは、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

**(実地調査等)**

第15条 貸付人は、貸付物件の使用状況の把握及び維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し借受人に指示することができる。この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

**(契約の解除等)**

第16条 貸付人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
- (2) 貸付人において貸付物件を第三者に譲渡する等の事由により必要となったとき。
- (3) 借受人が第3条に定める使用目的以外の用途に供したとき。
- (4) 借受人が貸付料を滞納したとき。
- (5) 借受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時貸付契約を締結する事務所の代表者、借受人が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

**(貸付料の不還付)**

第17条 前条の規定により本契約を解除した場合において、その原因が前条第1号及び第2号によるとき、その他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた

場合のほかは、既に納付された貸付料は還付しない。

**(貸付物件の返還)**

第 18 条 貸付物件は道路拡幅予定地となっていることから、貸付期間が満了したとき、又は貸付人が第 16 条の規定によりこの契約を解除したときは、直ちに借受人の責任と負担により貸付物件を原状に回復して、貸付人が指定する日までに返還しなければならない。

**(損害賠償)**

第 19 条 借受人は、その責めに帰する事由により貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 第 16 条第 3 号から第 6 号までの規定により契約を解除した場合において借受人が損失を受けることがあっても、貸付人はその損失を補償しないものとする。

**(有益費等の請求権の放棄)**

第 20 条 借受人は、貸付期間が満了した場合、又は第 16 条第 3 号から第 6 号までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することができない。

**(契約の費用)**

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

**(疑義の決定)**

第 22 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

**(裁判管轄)**

第 23 条 この契約に関する訴訟は、貸付人の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

令和 年 月 日

貸付人 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広

借受人

# 物件案内図

## 位置図



## 明細図

